

《京阪・三井住友信託マネークラブ》会員規約

第1条 京阪・三井住友信託マネークラブ

京阪・三井住友信託マネークラブ(以下「本クラブ」といいます。)は、当社所定の本クラブ提携サービス利用申込書による申し込みを行い、以下の条件を満たしたお客さまに対し、当社が定めた各種商品・サービスおよび株式会社京阪カード(以下「京阪カード」といいます。)が運営するおけいはんポイント(以下「ポイント」といいます。)に関する特典を提供する会員制サービスです。

- ①日本国内居住の京阪カードが発行する京阪カード(e-kenet VISAカード)の会員(以下「カード会員」といいます。)であること
- ②ユア パートナー総合口座を開設していること、または入会と同時に開設すること
- ③本クラブ提携サービス利用申込書に有効なカード会員番号を明記し入会申し込みを行うこと

第2条 特典の内容

- (1)当社が定めた各種商品・サービス、ポイントの提供に関する各種特典等については、店頭のパンフレット等に記載し、また当社ホームページ (<https://www.smtbjp/>)でお知らせします。
- (2)当社は事前にお客さまに通知することなく、提供する特典を変更する場合があります。

第3条 特典の重複適用禁止

当社が定める他の提携サービスとの特典の重複適用は行いません。

第4条 サービス適用期間

- (1)本クラブの特典提供は、お客さまが当社に本クラブ提携サービス利用申込書を提出し、当社が京阪カードにカード会員資格の有効性を確認できた時から開始します。
- (2)カード会員資格を失った場合、またはユア パートナー総合口座を解約した場合は、自動的に本クラブの会員資格を失います。

第5条 ポイントの付与条件

- (1)ポイント等の特典の提供は、本クラブに申し込んだ契約者ご本人に限り、また一つのユア パートナー総合口座に限定されます。
- (2)ポイントは、ポイント付与対象商品ごとに、当社が定めた条件に基づき、会員の取引状況によって付与するポイント数を計算します。
- (3)上記(2)にて計算されたポイントについては、翌々月10日に加算されます。
- (4)加算日時点で、カード会員資格を失っている場合は、ポイント加算は行いません。

第6条 届出事項の変更等

- (1) 会員が届け出た住所・氏名・カード会員番号等に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の手続きにより届け出てください。この届け出がないことにより、サービスの提供ができないなどの事態が生じても、当社はその責を負いません。
- (2) 届け出のあった氏名、住所に宛てて当社が通知または送付書類等を発送した場合には、延着しまたは到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第7条 退会

- (1) 会員の都合により本クラブを退会する場合には、当社所定の手続きにより当社に届け出るものとします。
- (2) 会員がカード会員資格を喪失した場合には、本クラブ会員資格も喪失します。
- (3) 会員が当社所定の諸規定に違反した時は、何らの通知・催告なくして、直ちに本クラブ会員資格を失効し、当社は一方的に本クラブ会員資格を取り消すことができるものとします。

第8条 解約等

当社は金融情勢その他諸般の状況の変化等により本クラブの一部または全てのサービスの取り扱いを中止することがあります。この場合、相当の方法で公表するものとします。

第9条 京阪カードとの情報交換

- (1) 会員は、当社が会員にかかる氏名・カード会員番号等のポイント加算に必要な情報を京阪カードに提供することに同意します。
- (2) 会員は、そのカード会員資格を喪失した場合に、京阪カードから当社に直接にその旨の情報が提供されることに同意します。
- (3) 会員は、京阪カードにおけるカード会員資格状態が変更になった場合に、京阪カードから当社に直接にその旨の情報が提供されることに同意します。
- (4) 当社は本クラブ会員および京阪カードから得た情報を当社が定める「個人情報の利用目的について」に則って厳正に管理し、当該「個人情報の利用目的について」に定める利用目的および特典提供目的以外の目的に利用しないこととします。

第10条 規定の準用・変更

- (1) 本規約の他、対象となる商品・サービスに適用される約款・規定により取り扱います。
- (2) 当社は、本規約および上記(1)に定める約款・規定を会員に事前の通知なく、任意に変更することができるものとします。この場合、会員は変更日以降は変更後の規約および約款・規定に従うものとします。